

令和 7 年 7 月 17 日
東北経済産業局 知的財産室

令和 7 年度 TOHOKU ブランド確立促進支援事業
公募要領

東北経済産業局知的財産室は、「令和 7 年度 TOHOKU ブランド確立促進支援事業」を実施します。

本事業は、地域振興や地域ブランド化に取り組む団体（協同組合、商工会、商工会議所、自治体等）に対して、地域ブランド化等の知見を有する専門家（コンサルタントやデザイナー、マーケター）及び知財に精通した専門家（弁理士等）を派遣して助言等の支援を行うことにより、知的財産の保護・活用も踏まえた地域資源の高付加価値化及び新たな地域ブランドの創成を促進することを目的に実施するものです。

このたび、支援団体を募集しますので、是非ご応募ください。支援対象及び支援内容は以下の通りです。

1. 支援対象団体

- ・地域資源を活用した特産品やサービスに商標等の知的財産を活用して、地域振興や地域ブランドの構築を図ろうとする、東北管内の自治体、商工関係団体、事業協同組合、地域ブランド協議会等地域の複数の関係者が参画する団体。
- ・本事業実施期間（支援開始から令和 8 年 3 月末）の支援計画遂行及び本事業で導かれる短期・中期の実行計画を遂行するための体制を確保できる団体

2. 支援内容

- ・支援団体の課題や背景等を正確に把握する為、事前ヒアリングを行い支援計画書を作成。
- ・ブランディング、知的財産の専門家からなる支援チームを無料で派遣し、支援計画を基にした支援会合を 5 回実施。

※ 支援会合は「基礎講義（導入部分/30 分程度）＋ワークショップ形式（2 時間程度）」

- ・ワークショップまでの内容を踏まえ、知的財産の保護・活用を踏まえた地域ブランド化の戦略を 3 カ年程度の中期的なロードマップを支援先へ提示

3. 採択団体数

4 団体

4. 事業スケジュール

7 月 17 日（木） 公募開始

8月8日（金）17時 公募締切
8月8日（金）～19日（火）審査期間
8月20日（水）結果通知
8月後半 事前ヒアリングの実施（オンライン）、支援計画策定
9月前半～2月前半 ワークショップ実施（5回）
12月前半～2月後半 ロードマップの策定

5. 申込方法

公募申込書に必要な事項をご記入の上、8月8日（金）17時までに事務局までメールにてお申し込みください。

（提出先）令和7年度 TOHOKU ブランド確立促進支援事業運営事務局

事務局担当：上原

E-mail：ta_uehara@kyodoprinting.co.jp

6. 採択

公募申込書の内容を踏まえ、対象団体の意欲や事業実施体制等を考慮して決定いたします（8月20日予定）。また、申込者に対しては、電話等で公募申込書の詳細について確認させていただきます。

7. 注意事項

- ・ 申込書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。
- ・ 申込書類は採択・不採択に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。
- ・ 申込書類は本事業の審査のみに使用いたします。
- ・ 一旦提出いただいた申込書類についての差し替えはできませんのでご注意ください。
- ・ 提出期限内に到着しなかった公募申込書は無効となりますのでご注意ください。

※本事業は東北経済産業局知的財産室から共同印刷株式会社に事務局業務を委託の上、実施いたします。

以上